

浦河町中小企業等事業復活応援支援金

令和4年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者には固定費負担の支援として、支援金を給付します。

【対象者】

次の すべてに 該当する町内に本社を有する事業者

- ① 支援金給付後も事業継続の意思があること
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じていること
- ③ 指定する業種であること
- ④ 令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月から令和3年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して **20%以上減少**している者
(減少率の計算については、国の事業復活支援金給付規定を準用します)

【売上高比較の例】

- | | |
|---|--------------|
| ① 令和3年12月の売上高 40万円
平成30年12月の売上高 80万円 | 50%減少
→対象 |
| ② 令和4年2月の売上高 40万円
令和2年2月の売上高 50万円 | 20%減少
→対象 |

【支援金額】

1事業者 **10** 万円

対象業種

日本標準産業分類のうち、下記の**業種を除くすべての業種**が対象です。

【大分類】

B漁業／S公務／T分類不能の産業

【中分類】

01 農業／62 銀行業／63 協同組織金融業／64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関／65 金融商品取引業、商品先物取引業／66 補助的金融業／93 政治・経済・文化団体／94 宗教／96 外国公務

※上記の業種は対象外です。

【申請方法】

■受付期間

令和4年5月31日(火)まで

■申請書類

- ① 浦河町中小企業等事業継続支援金交付申請書(別記様式第1号)
- ② 平成30年から令和3年のうち売上高を比較する年の確定申告書類の控え等の写し
- ③ 減収月の売上高等が確認できる帳簿等の写し

■申請先・問い合わせ窓口

浦河商工会議所 (浦河町大通1丁目36番地 電話:0146-22-2366)